

公務員関係判例研究会 令和5年度 第8回会合 議事要旨

1. 日時 令和6年1月25日(木) 15:00~16:45

2. 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室及びWEB会議

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、石川弁護士、植木弁護士、大森弁護士、尾嶋法務省訟務局付、木野弁護士、木下弁護士、鈴木弁護士(座長)、竹田弁護士、中町弁護士、西脇弁護士、野下弁護士、本田弁護士、峰弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 野村内閣審議官、宮崎内閣参事官、鈴木調査官、浦谷争訟専門官、川端専門職

4. 議題：最近の裁判例の評釈

停職の懲戒処分を受けた職員が、その期間中に行った同処分に関する働き掛けを理由として受けた更なる停職処分(元の処分より長期間であるもの)の適法性について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

ア 本件は、普通地方公共団体である上告人(被控訴人・被告である氷見市、以下「Y市」という。)の消防職員であった被上告人(以下「X」という。)が、任命権者であった氷見市消防長から、上司及び部下に対する暴行等を理由として、平成29年2月27日付けで停職2月の懲戒処分(以下「第1処分」という。)を受けた後、更にその停職期間中に正当な理由なく上記暴行の被害者である部下に対して面会を求めたこと等(以下「本件非違行為」という。)を理由として、同年4月27日付けで停職6月の懲戒処分(以下「第2処分」といい、第1処分と併せて「本件各処分」という。)を受けたことから、Y市に対し、本件各処分にはいずれも裁量権を逸脱濫用した違法がある等として、本件各処分の取消しを求めるとともに、Xはこれら違法な本件各処分を受けて退職せざるを得なくなったとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償(慰謝料・弁護士費用)を求めた事案である。

イ 本件の主な争点は、①Xの非違行為の有無、②本件各処分の消防長に与えられた裁量権の逸脱又は濫用の違法の有無、③本件各処分の手続の違法の有無、④本件各処分を理由とする国家賠償請求権の存否であった。

ウ 裁判所の判断について

(ア) 一審判決(富山地裁令和2年5月27日判決)は、要旨以下のとおり判示し、Xの請求を棄却した。

a 第2処分の対象となった本件非違行為は、第1処分の対象となる非違行為に関し、いずれもXからの暴行の被害者である部下に対して、圧力をかけてXに

不利益な発言をしないよう口封じをするものということができ、地方公務員法（以下「地公法」という。）29条1項3号（「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」）に該当する。

- b 第2処分の対象となった本件非違行為の責任は重大であり、第1処分ではXの非違行為の反省を促せなかったことも踏まえると、第2処分に関する本件非違行為の問題性の認識と反省を促すには第1処分より相当程度重い処分を検討せざるを得ない。
  - c 第2処分について、停職6月としたことが、重きに失ずるとして社会観念上著しく妥当を欠くとはいえない。
- (イ) 控訴審（原審）判決（名古屋高裁金沢支部令和3年2月24日判決）は、要旨以下のとおり判示し、Xの請求を一部認容（第2処分の取消し請求及び損害賠償請求の一部）した。
- a 本件非違行為の動機や態様はそれなりに悪質であるものの、処分理由にあるような「反社会的な違法行為」とまで評価することは困難である。
  - b 本件非違行為は、第1処分の審査請求手続のためのものであり、第1処分の非違行為である暴行等と同様のものとはいえない。
  - c 停職期間中にされた本件非違行為のみで、業務復帰後も、以前と同様に、パワーハラスメントを行ったり、本件調査においてXに不利な証言をした者等に報復を行う可能性が極めて高い状況にあったとは認め難く、同種の行為が反復される危険性等を過度に重視することは相当ではない。
  - d 第2処分について、停職6月とすることは重きに失ずる。
- (ロ) 本判決（最高裁令和4年6月14日第三小法廷判決）は、要旨以下のとおり判示し、Y市敗訴部分を破棄・差戻しした。
- a 本件非違行為は、いずれも懲戒の制度の適正な運用を妨げ、審査請求手続の公正を害する行為というほかなく、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に明らかに該当し、その非難の程度が相当に高いと評価することが不合理ともいえない。
  - b 本件非違行為は、上司及び部下に対する暴行等を背景としたものとして、第1処分の対象となった非違行為と同質性があるといえる。
  - c 本件非違行為がなされた時期から、Xが第1処分について何ら反省していないことがうかがわれることに照らしても、業務復帰後に、上記非違行為と同種の行為が反復される危険性があると評価することも不合理とはいえない。
  - d 第2処分について、懲戒の種類、停職期間の長さについても社会観念上著しく妥当を欠くものとはいえない。
- (ハ) 差戻控訴審判決（名古屋高裁令和4年12月9日判決）は、要旨以下のとおり判示し、差戻しに係る部分についてXの控訴を棄却した。
- a 第2処分の対象となった本件非違行為は、いずれもXからの暴行の被害者である部下の弱みを指摘した上で、同人らがXに不利益となる行動をとった場合には報復があることを示唆することにより、同人らを不安に陥れ又は困惑させるものであり、地公法29条1項3号に該当する。
  - b 本件非違行為は、上司及び部下に対する暴行等を背景としたものとして、第1処分の対象となった非違行為と同質性があるといえる。また、Xが第1処分

について何ら反省していないことがうかがわれることに照らせば、業務復帰後に第1処分の対象となった非違行為と同種の行為が反復される危険性があると評価することも不合理であるとはいえない。

c 第2処分について、停職6月としたことについて、社会観念上著しく妥当を欠くものとは言えず、裁量権の範囲を逸脱・濫用したとはいえない。

d その他、Xの主張する手続的な違法等は認められない。

#### エ 問題意識・考えられる論点

(ア) 本判決と原判決との間で判断が異なることとなった要因は何か。

本件非違行為の評価に相違がある。

a 本件非違行為それ自体の評価（原判決前記ウ(イ) a、本判決ウ(ウ) a）

原判決は、「Cに対して面会を求めた行為それ自体が許されないものとは直ちにいえぬ」、「Cが面会に応じない態度を明らかにすると、面会を求めることを直ぐに止めたことからしても…『正当な理由なく』面会を求めたとはいえない」「…Hに対する発言内容が『反社会的な違法行為』とまで評価することは困難」などとしている。

b 本件非違行為と第1処分の非違行為との関連性の評価（原判決前記ウ(イ) b及びc、本判決ウ(ウ) b及びc）

原判決は、本件非違行為の態様（主として発言）が第1処分のそれ（主として暴行等）とは異なるとして、本件非違行為について、第1処分よりも量定を加重する要素はないと考えていると思われる。

(イ) 本件のように、原処分の非違行為に密接に関連して新たな非違行為が行われた場合、当局側がその量定判断をするに当たって留意すべき事項としてはどのようなものが考えられるか。

最高裁昭和52年12月20日第三小法廷判決（神戸税関事件）が挙げる懲戒処分をする際の次の考慮要素を考慮するが、全てを考慮しなければならないわけではなく、いかなる要素をどの程度考慮するかは、具体的事案において懲戒権者の裁量に任されている。

①懲戒事由に該当すると認められる行為（非違行為）の原因、動機、性質、態様、結果、影響等

②当該公務員の非違行為の前後における態度

③懲戒処分等の処分歴

④選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

○ 民間の事例でもハラスメント事案等の初期段階調査において、加害者と被害者とされる者との接触を禁止するということが通常行われていることから、これを是認するかのような原審の判断には疑問が残る。また、接触禁止については、職務命令又は業務命令という形で組織として対応することを検討しても良いのではないかと考えられる。結果として、こうした調査に対する妨害行為がまかり通るとなると、相談窓口や更には調査自体の信用を失う結果となり、組織としてのダメージも非常に大きくなるものと考えられる。

○ 原審は、第1処分の暴行等の非違行為が重大であるにもかかわらず、その処分量定は停職2月であるのに対し、本件非違行為を受けての第2処分の処分量定が停職

6月であるというところを単純比較し、更に処分理由に記載のある「反社会的な違法行為」ということについても、そこまでの行為であると評価はできないと判断した結果、第2処分は違法であると判断したのではないかと考えられる。また、原審は非違行為の種類（第1処分は暴行、第2処分は暴言等）からも第2処分が重いということに疑問があったのではないかとみることもできる。

- 第1処分の非違行為が相当長期間にわたるハラスメント行為であることから、その処分が軽すぎたのではないかと感じる。こうした状況下では誰かが注意指導をしたり、警告をしたり、懲戒処分をしない限り、非違行為がエスカレートしていくということはあるのではないかと考えられる。また、別の視点としては、第1処分の非違行為は重大であるとして、停職6月にするなど処分を重くし、第2処分は調査妨害も処分の対象となるということを示した上で少し軽い処分を行うということもあるように考えられる。
- 最高裁は懲戒権者の判断を尊重し、ハラスメント関係の懲戒処分を重くみる傾向があると感じている。また、最高裁が昨今、懲戒案件での手続保障やプロセスを重視していると解される中で、本件非違行為は（逆に加害者側がかかるプロセスを害する行為をしているという点で）非難の程度として大きいものであると示したことは、非常に意義深いものであると考えられる。
- 本件のような懲戒事案においては、最高裁が原審の判断を見直すという事案が相当程度あるところ、そのパターンとしては、原審が判断代置方式のような判断をしたものを、最高裁が処分理由等の深掘り検討を行い、裁量権の濫用型審査を事例で示していると考えられる。一方、懲戒権者の裁量を尊重するということは、懲戒権を行使する当局がしっかり検討を重ねて妥当な処分を行う必要があると考えられる。
- 一審判決において、第1処分では原告の非違行為の反省を促せなかったことも踏まえると、第2処分に関する非違行為の問題性の認識と反省を促すには第1処分より相当程度重い処分を検討せざるを得ないとしたところ、これは、第1処分の処分量定の軽重によって、同種の非違行為であっても、その量定の範囲が変わる結果となることから、その部分については論理的に追加の理由付けが必要ではなかったかと考えられる。
- 懲戒処分の判断枠組みである最高裁昭和52年12月20日第三小法廷判決は抽象度が高く、具体的な当てはめのところで評価が変わることから実務において苦慮しているところである。
- 通常懲戒処分対応では、実績を積み上げていくということが重要であるが、本件は長期間にわたる非違行為に対して戒告さえも行うことなく、最初の処分が停職処分であるというところに違和感がある。
- 第1処分と第2処分の非違行為について、最高裁は同質性があるとしたが、暴行等と審査請求を不当に妨害する行為とは異質なものであって、後者の方がより深く重いのではないかと考えられ、懲戒手続については、一般的に刑事事件手続のアナロジーが類推される場面であるが、証人となるべき被害者に自らの有利になるような働き掛けをしているわけであって、刑事事件ではないことから犯罪構成要件には該当しないにしても、到底許されざる行為といわざるを得ないと考えられる。
- 本件は第1処分の暴行等の非違行為が相当長期間にわたるものであったことか

ら、早い段階から手順を踏んで進めることで分限処分という選択肢もあったのではないかと考えられる。

(3) 次回会合は、2月22日（木）に開催することとした。

以上